

議案第14号

大口町行政経営審議会条例の一部改正について

大口町行政経営審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年3月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、総務部の機構改革に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町行政経営審議会条例の一部を改正する条例

大口町行政経営審議会条例（平成26年大口町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部政策推進課」を「総務部企画政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大口町行政経営審議会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>総務部企画政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>総務部政策推進課</u>において処理する。</p>